

医薬発 0731 第 1 号
令和 6 年 7 月 31 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部改正について

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 112 号）第 4 条第 1 項において、厚生労働大臣は、保健衛生上の見地から、厚生労働省令で家庭用品を指定し、当該家庭用品について有害物質の含有量、溶出量又は発散量に関して必要な基準（以下「基準」という。）を定めることができることとされており、基準については、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和 49 年厚生省令第 34 号）別表第 1 において定めています。

今般、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 108 号）が公布されたところです。その改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

1. 改正の概要

TDBPP（トリス(2, 3-ジブロムプロピル)ホスフェイト）の基準を「検出されないこと。」から「試料 1 g あたり 8 μ g 以下であること。」に、BDBPP 化合物（ビス(2, 3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物）の基準を「検出されないこと。」から「試料 1 g あたり 10 μ g 以下であること。」に改正する。これは、別途通知する試験法改正に伴う分析精度向上に伴い、従前の試験法の検出限界と同水準の値を基準として設定したものである。

2. 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

○厚生労働省令第百八号

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第四条第一項の規定に基づき、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第1 (第1条関係)			別表第1 (第1条関係)		
有害物質	家庭用品	基準	有害物質	家庭用品	基準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	<u>試料1gあたり8μg以下であること。</u>	トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	<u>検出されないこと。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	<u>試料1gあたり10μg以下であること。</u>	ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	<u>検出されないこと。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。